

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第173号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年9月18日 08時30分ごろ	
発生場所	関門港若松第1区洞海湾奥 福岡県北九州市二島信号所から真方位038°840m付近 (概位 北緯33°53.4′ 東経130°46.9′)	
事故等調査の経過	平成22年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 作業船 第十八たき丸、19トン 295-36081鹿児島、有限会社米^{よねみつ}満曳船</p> <p>B バージ（船名なし）、長さ約60m 幅約14m 深さ約4m</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B なし</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷プロペラ損傷</p> <p>B なし</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか2人が乗り組み、B船を押し、関門港若松第1区洞海湾奥にある藤木棧橋に着棧作業中、平成22年9月18日08時30分ごろ、A船の左舷プロペラが浅所に抵触した。</p> <p>A船は、B船を押しして着棧し、荷役終了後、自力で航行したものの、A船のプロペラ付近に振動が発生した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>A船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.2mであり、B船の喫水は、船首尾とも約0.6mであった。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、約2mであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、B船を押しして関門港若松第1区の藤木棧橋に着棧作業中、A船の左舷プロペラが浅所に抵触したものと考えられる。</p> <p>船長は、水路調査を適切に行っていなかったため、棧橋付近に水深2mの浅所があることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がB船を押しして関門港若松第1区の藤木棧橋に着棧作業中、水路調査を適切に行っていなかったため、A船の左舷プロペラが浅所に抵触したことにより発生したものと考えられる。</p>	